

(略)

東京都監査委員	鈴木章浩
同	小山くにひこ
同	茂垣之雄
同	松本正一郎
同	後藤靖子

令和 6 年 5 月 24 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 242 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、都が法人 A に対し、東京都中央卸売市場条例（昭和 46 年東京都条例第 144 号。以下「本件条例」という。）に基づいて行った東京都中央卸売市場大田市場内施設の市場施設（以下「本件施設」という。）に係る使用許可（以下「本件使用許可」という。）は、同条例に定められた手続を経ない違法な申請に基づくものであることなどから違法又は不当な財産管理であるとして、当該使用許可の撤回又は取消しを求めるものと解される。

法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な財産の取得・管理・処分等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。この点、財産管理のうち、いかなる行為が住民監査請求の対象となるのかについては、住民監査請求は住民訴訟の前置手続であるところ、「住民訴訟は、地方公共団体

の住民によって地方自治の公正を確保するために設けられた住民参政の一環をなすものであるが、それは、住民による事務監査請求の制度（法12条2項、75条参照）のように、地方公共団体の事務一般の非違を是正するための制度とは異なり、地方公共団体の財産が住民の租税その他の公課等の収入によって形成されていることに鑑み、地方公共団体の役職員による違法な公金の支出、財産の管理・処分等を予防し、あるいは事後的に是正をはかり、もって住民全体の利益を擁護するために、個々の住民の個人的な利益とは関係がなく、法律上の争訟とはいえない事項を訴えの対象とする制度を、特に立法によって創設したものである。そうすると、ある事項が住民訴訟の対象となるか否かの判断も、右の趣旨・目的に沿ってすべきであり、ここにいう「財産の管理」とは、財産の財産的価値に着目して、その価値の維持・保全・管理等を図る財務的処理を直接の目的とする行為をいい、一定の行政目的実現のためにする行為が一面財産の管理という性質を有し、それらの行為等がなされることによって、結果として地方公共団体に財産的影響が及ぶような場合は、そこで主として考慮すべきであるのが、行政目的実現の如何であり、財務会計の適正な実現ではない以上、これに当たらないと解すべきである」（東京高等裁判所平成6年2月17日判決）とされる。

これを本件について見ると、請求人が違法又は不当な財産管理であると主張する本件使用許可は、本件施設のうち、構内通路として供用されている周回道路西側市場用地の一部を臨時荷置場として法人Aが使用することを許可するものであり、使用施設本来の目的以外の目的に使用を認める目的外使用の許可としての性質を有するものであると解される。

しかしながら、本件使用許可は、東京都中央卸売市場における取引業務及び施設使用の適正化等を図ることにより、生鮮食料品等の円滑な供給を確保し、もって都民の消費生活の安定に資する（本件条例第1条）ことを目的とする本件条例に基づくものであり、本件条例第43条第1項の規定により、市場管理上及び公共上の政策的見地から、適正な施設使用を図るといふ行政目的実現のため、卸売業者である法人Aについて、市場における卸売の業務を的確に遂行できる資力等を有する者（本件条例第43条第3項第4号）として行われたものであって、場内の混雑緩和に資するものであると解される。

したがって、上記の裁判例に照らせば、本件使用許可は、本件施設の財産的価値に着目して、その価値の維持・保全・管理等を図る財務的処理を直接の目的とする行為とはいえないから、法第242条第1項に定める財務会計上の行為には当たらない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。